

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について  
藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）8月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2022年（令和4年）10月1日及び

2022年（令和4年）11月1日

提案理由

この議案を提出したのは、図書館サービス拡大のため電子図書サービス及び図書室への図書館システムの導入により貸出冊数に変更が生じることや、団体貸出登録時の事務の実態に合わせた内容にするため所要の改正をする必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

第1条 藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中

「	図書・雑誌資料	10冊以内（分室にあつては、6冊以内）	14日間（宅配サービス利用にあつては、1月）	利用日当日	を
「	図書・雑誌資料	10冊以内（分室にあつては、6冊以内）	14日間（宅配サービス利用にあつては、1月）	利用日当日	に
	電子図書	2冊以内	14日間	利用日当日	
」					」

改める。

第2条 藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「会員名簿」を「会員名簿等」に改める。

第9条の表図書・雑誌資料の項中「（分室にあつては、6冊以内）」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和4年11月1日から施行する。

## 【別記4】

改正後（案）

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料	10冊以内(分室にあつては、6冊以内)	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日
電子図書	2冊以内	14日間	利用日当日
視聴覚録音資料	5点以内	14日間	利用日当日
資料 一般用映像資料	2点以内	14日間	利用日当日
教材用ビデオテープ	3点以内	7日間	利用日当日から3月前
16ミリ映画フィルム	3点以内	3日間	利用日当日から3月前
視聴覚機材	各1台	3日間	利用日当日から3月前

現行

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料	10冊以内(分室にあつては、6冊以内)	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日
視聴覚録音資料	5点以内	14日間	利用日当日
資料 一般用映像資料	2点以内	14日間	利用日当日
教材用ビデオテープ	3点以内	7日間	利用日当日から3月前
16ミリ映画フィルム	3点以内	3日間	利用日当日から3月前
視聴覚機材	各1台	3日間	利用日当日から3月前

改正後（案）

現行

第2章 図書館の利用  
(登録等)

第7条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。

3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第1項に規定する身体障害者手帳

(2) 団体 会員名簿等

(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類

4 館長は、第1項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。

5 第1項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館

第2章 図書館の利用  
(登録等)

第7条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。

3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第1項に規定する身体障害者手帳

(2) 団体 会員名簿

(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類

4 館長は、第1項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。

5 第1項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館

カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。

(平成5教委規則4・平成10教委規則2・平成12教委規則7・平成17教委規則11・一部改正)

カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。

(平成5教委規則4・平成10教委規則2・平成12教委規則7・平成17教委規則11・一部改正)

【別記4】

改正後（案）

区分	数量	貸出期間	申込開始日	
図書・雑誌資料	10冊以内	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日	
電子図書	2冊以内	14日間	利用日当日	
視聴覚録音資料	5点以内	14日間	利用日当日	
資料	一般用映像資料	2点以内	14日間	利用日当日
	教材用ビデオテープ	3点以内	7日間	利用日当日から3月前
	16ミリ映画フィルム	3点以内	3日間	利用日当日から3月前
視聴覚機材	各1台	3日間	利用日当日から3月前	

現行

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料	10冊以内(分室にあ つては、6冊以内)	14日間(宅配サービ ス利用にあつては、1 月)	利用日当日
	電子図書	2冊以内	14日間
視聴覚 資料	録音資料	5点以内	14日間
	一般用映像資料	2点以内	14日間
	教材用ビデオテープ	3点以内	7日間
	16ミリ映画フィルム	3点以内	3日間
視聴覚機材	各1台	3日間	利用日当日から3月前